

平成21年5月25日

和泉市長  
井坂 善行 様

和泉市政治倫理審査会  
会長 丸山 裕子

「和泉市長の政治倫理に関する条例」第9条（市民の調査請求権）に基づき、請求のあった調査事案について

標記のことについては、「和泉市長の政治倫理に関する条例」第10条（政治倫理基準違反の審査）の規定に基づき、次のとおり報告する。

#### 1. 本調査請求事案の経緯

- (1). 平成21年3月2日（月）に、「和泉市長の政治倫理に関する条例」第9条（市民の調査請求権）第1項の規定に基づき、下記の調査請求代表者により、和泉市長に対して調査請求が行われる。

（調査請求代表者）

氏名

住所

- (2). 「和泉市長の政治倫理に関する条例施行規則」第15条（調査請求書の受理後の手続き）第1項の規定に基づき、市長は和泉市選挙管理委員会に対して、調査請求をした市民及びその代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求める。

（結果）

名簿確認総数 111名

名簿登載者数 108名（名簿未登載者数 3名）

- (3). 平成21年3月6日（金）に、「和泉市長の政治倫理に関する条例」第9条（市民の調査請求権）第2項の規定に基づき、市長は、和泉市政治倫理審査会に対して本案の調査を求める。

## 2. 本調査請求事案の概要

### (1). 該当条項

調査請求者は、本事案が「和泉市長の政治倫理に関する条例」の第3条（政治倫理基準）第1項第5号に抵触するとしている。

### (2). 本調査請求の要旨

- ①. 平成20年12月15日（月）に、井坂和泉市長が堺市役所内の市政記者クラブにおいて、再選出馬表明の記者会見を行った行為は政治活動であり、「憲法」第15条に違反する。
- ②. 井坂市長が、再選出馬表明の記者会見に臨むにあたり、職員を同行させた行為は、「憲法」第15条及び「地方公務員法」第36条に違反する。
- ③. 井坂市長が、再選出馬表明の記者会見において、職員を同行させ、公用車を使用したことは、「憲法」第17条に基づいて定められた法律に違反し、損害賠償請求の対象となる。

### (3). 審査会の本調査請求事案に関する審議要旨

- ①. 第1回「和泉市政治倫理審査会」（平成21年4月13日（月））  
審査会では、調査請求者の指摘する行為等の確定について、また、再選出馬表明の記者会見当日の市長をはじめ同行職員の行為と経緯等の内容の確認が求められたことから、調査請求内容及び調査請求関連内容に関する質問事項等を作成し、文書回答を求めることになる。
- ②. 第2回「和泉市政治倫理審査会」（平成21年4月30日（木））  
前回の審査会において、提起された調査請求内容及び調査請求関連内容についての質問事項の回答をふまえて、調査請求者の指摘事項と、市長の出馬表明の記者会見について審議を行う。
- ③. 第3回「和泉市政治倫理審査会」（平成21年5月14日）

前回までの審査会の審議内容をふまえ、市長の再選出馬表明の記者会見の位置づけについて審議を行う。

### 3. 審査会の調査請求事項に対する判断

- ①. 「市長の再選出場表明の記者会見は政治活動であり、「憲法」第15条に違反する。」について

「憲法」第15条は、第1項から第4項が規定されているが、本件について、調査請求者が指摘しているのは、第2項の「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と考えられる。

市長の再選出馬表明は、政治的な活動と解することができるが、市長自身の政治活動には何ら法的な制限規定は設けられていない。よって、選挙の出馬表明、そのこと自体は「憲法」第15条にいう「…全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」に違反するものではない。

- ②. 「市長が、再選出馬表明の記者会見に臨むにあたり、職員を同行させた行為は、「憲法」第15条及び「地方公務員法」第36条に違反する。」について

本件において、同行した職員の行為が適切であったかどうかについては、調査請求書の添付資料の和泉市倫理委員会の報告において結論がだされている。よって、本審査会で問われているのは、市長の行為として同行させたことが適切であったかどうかである。

選挙への出馬表明は、一般的には私的な政治的活動と解することができるが、当日の記者会見の内容や記者とのやり取り、さらに現職であるがゆえに必然的に付加されるものによって、公的な側面をも有することがありうる。

本件の市長の再選出馬表明は、単なる出馬の表明ではなく、現職市長としてのこれまでの実績への評価や継続性に係る政策プラン、政策理念等の報告、また議会の出馬表明に係る記者からの質問に対する対応等々において、現職であるからこそ有する、公務的な内容をもつと考えられる。

したがって、出馬表明の記者会見において、職員を同行させたこと、公用車を使用したことについて、「憲法」第15条、「地方公務員法」第36条に違反するものではない。

また、同行した職員は、その同行の理由として、市長の出馬表明をサポートするためではなく、前日に報道された新聞記事や、施策の実績・進捗状況等についての記者からの質問等に対応するためと回答しており、それぞれの職務を

履行するために、同行したものと考えられる。

- ③. 「井坂市長が、再選出馬表明の記者会見において、職員を同行させ、公用車を使用したことは、「憲法」第17条に基づいて定められた法律に違反し、損害賠償請求の対象となる。」について

本件については、前述したとおり、市長の出馬表明の記者会見は、その内容や背景、意図するところから、公務としての側面をも有するものである。よって、職員を同行させ、公用車を使用したことは「憲法」第17条その他の法律に抵触するとは認められず、損害賠償請求の対象とはならない。

#### 4. 審査会の意見

市長の出馬表明は、市長の政治活動ではあるが、本件の出馬表明には公務としての側面をも有していると解することができる。

よって、「和泉市長の政治倫理に関する条例」第3条（政治倫理基準）第1項第5号に規定されている、政治不信を招き、その品位と名誉を損なう行為には該当しない。

なお、公用車の使用については、厳格化が求められている折、多くの市民が理解、納得できる使用規定の明確化を望むものです。